和歌山県森林環境譲与税活用基金事業の概要

- 〇平成31年3月 森林吸収源対策に係る森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、第198回国会にて「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立。
- 〇平成31年3月 「和歌山県森林環境譲与税活用基金の設置、管理及び処分に関する 条例」の公布に伴い、「和歌山県森林環境譲与税活用基金」を設置。
- 〇平成31年4月 「和歌山県森林環境譲与税活用基金」を活用した事業を開始。
- 〇市町村、都道府県への森林環境譲与税の譲与は平成31年度(令和元年度)から開始。 (森林環境税の徴収は令和6年度から開始)
- ○市町村は間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及 びその促進に関する費用に活用。
- ○都道府県は森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に活用。

